

山梨県公報

第二千七百五十七号

平成二十九年

十二月二十八日

木曜日

目次

告示

○山梨県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………七八一

公告

○都市計画の変更図書の縦覧……………七八一

告示

山梨県告示第三百九十五号

山梨県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。
平成二十九年十二月二十八日

山梨県知事 後藤 蔚

一の表九十二の項中「学校法人富士修紅学院」を「学校法人健康科学大学」に、「南都留郡富士河口湖町小立七一八七番地」を「都留市四日市場八百三十番地一」に改め、同表百二十一の項中「社会福祉法人東桂保育園」を「社会福祉法人ふれあいの森」に改め、同表百八十四の項中「富士吉田市小明見字馬込四五五六番地二」を「富士吉田市向原二丁目十二番二十七号」に改め、同表二百六の項中「甲府市中村町一〇番地二二」を「甲府市金竹町五番地十七」に改め、同表三百三十七の項中「富士吉田市小明見六九〇番地」を「富士吉田市小明見三丁目十一番三十二号」に改め、同表三百六十五の項中「北杜市長坂町中丸四五六一番地」を「北杜市長坂町中丸字祭の神四千五百六十一番地」に改め、同表三百八十三の項中「南アルプス市高田新田三三番地一」を「南アルプス市高田新田字川東三十三番地一」に改め、同表三百八十五の項を次のように改める。

三百八十五 削除

一の表三百九十二の項中「南都留郡富士河口湖町船津六七一三番地三九ITプラザ内」を「南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地一」に改め、同表に次のように加える。

公告

●都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十八日

山梨県知事 後藤 蔚

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路(三・五・十八号北中学校西通り線)
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

四百十四	平成二十九年十二月十一日	公益財団法人粟井英朗環境財団	富士吉田市上吉田五千五百八十七番地一
四百十五	平成二十九年十二月十一日	社会福祉法人自学舎	南都留郡富士河口湖町小立五千六百九十九番地二
四百十六	平成二十九年十二月十一日	社会福祉法人富士桜学園	中巨摩郡昭和町押越七百六十六番地
四百十七	平成二十九年十二月十一日	社会福祉法人たんぼぼ康洋会	甲府市湯田一丁目十二番十三号
四百十八	平成二十九年十二月十一日	社会福祉法人敬誠会	甲府市上曾根町字久根の内百八十七番地一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番